



伊方町・瀬戸町合併協議会だより



チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第6号 平成15年6月20日発行

○発行：伊方町・瀬戸町合併協議会

○編集：伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

三崎町加入の方向へ!

瀬戸町 合併協議会



5月23日(金)午前10時から伊方町役場全員協議会室において開催された第5回合併協議会で三崎町の合併協議会への加入について、伊方町、瀬戸町両町の対応と今後の手順等の報告がされました。

それによると、6月に開催される3町の定例議会において、変更規約の議決を経たのち、3町の町長が協議書に調印して、三崎町が正式に加入することになります。



〈第2回(法定)住民小委員会〉



〈第2回(法定)総務小委員会〉

第2回(法定)総務小委員会

瀬戸町役場 3階小会議室 平成15年6月11日(水)14時～

継続審議中の以下の項目について協議されました。

○財産の取扱いについて

例外的な取扱いを要するものについて、専門部会での作業結果をもとに、さらに精査していくことを確認し、継続審議となりました。

○町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

両町議会の検討結果をもとに審議するため、継続審議となりました。

○農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

専門部会の報告内容に基づき審議が行われ、在任特例の是非、定数の削減問題などについて、さらに継続審議となりました。

○補助金、交付金等の取扱いについて

次のとおり調整方針が確認されました。

【調整方針案】

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。

1：公共的団体等に係るもの

- (1) 2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 2町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情をふまえ調整する。

2：事業に係るもの

- (1) 2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。
- (2) 2町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績をふまえ、新町において調整する。

第2回(法定)住民小委員会

伊方町役場 4階全員協議会室 平成15年6月13日(金)14時～

継続審議中の以下の項目について協議されました。

○新町の名称の取扱いについて

公募要領について審議が行われ、

- ①現在の町名の取扱いについては、応募の制限をしない。
- ②応募の数については、候補決定の際の判断材料としない。ことを決定し、次回の小委員会で公募要領を最終確認することを確認しました。

○各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて

両町の現況について説明が行われ、具体的調整方針については継続審議となりました。

○地方税の取扱いについて

次のとおり調整方針が確認されました。

【調整方針】

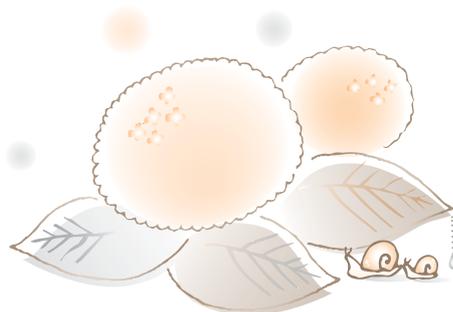
- 1、地方税(国民健康保険税を除く)の税率については2町とも同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2、公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに、免除理由の再調査をおこない、2町間での不公平が生じないよう制度の適正化を図るものとする。
- 3、住民税及び固定資産税の納期並びに納付前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。
※ただし、平成16年度については、それぞれの旧町の例による。

○使用料、手数料の取扱いについて

次のとおり調整方針が確認されました。

【調整方針】

- 1、2町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとす。
- 2、2町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。
 - ・公共施設の使用料は、2町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。
なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町にのみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。
 - ・水道料金については、2町の料金体系を存続させ、合併5年後を目途に統一する。
 - ・事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。



第2回（法定）企画小委員会

伊方町役場 4階全員協議会室 平成15年6月11日(水)10時～

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

① 新町将来構想、建設計画について

小委員会での審議経過について報告され、財政計画に盛り込まれるべき合併特例債や合併補助金の考え方、並びに新町の健全な財政運営を行うための先進地の事例、国・県等の指導方針等の考え方について事務局より説明を受けました。

その後意見交換を行い、各町の財政の現状把握の必要性や産業振興策の継続など従来の住民サービスが低下しないような方向での計画にしてほしいなど、現状を把握しながら新しい町の計画を策定していくことで、継続審議となりました。

② 策定スケジュールについて

新町将来構想、建設計画の策定スケジュールについて、事務局より経過の説明を受けました。今後、町議会の三崎町加入決議を受けて策定スケジュールを再度検討する必要性があり、愛媛県との協議も踏まえて、継続審議となりました。



〈第2回（法定）企画小委員会〉

合併協議項目：合併進行状況

〈平成15年5月末日現在〉

小委員会付託提案	協議会提案	協議会確認	第1回 1月14日	第2回 2月14日	第3回 3月17日	第4回 4月17日	第5回 5月23日	第6回 6月 日	第7回 7月 日	第8回 8月 日	第9回 9月 日	第10回 10月 日	第11回 11月 日	第12回 12月 日	第13回 1月 日	第14回 2月 日	第15回 3月 日	第16回 4月 日	第17回 5月 日	第18回 6月 日	第19回 7月 日	第20回 8月 日	第21回 9月 日	協議会 だより 「キラリ」 参考			
○ 基本協議項目																											
1. 合併の方式	☺																								伊方町、瀬戸町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする	創刊号	
2. 合併の時期	☺																									合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併期日については、あらかじめ協議する	〃
3. 新町の名称	☺																										
4. 事務所の位置	☺			✦	☺																					新町の事務所の位置は、伊方町湊浦1993番地の1とする	第4号
5. 財産の取扱い	☺																										
○ 特例法に規定されている協議項目																											
6. 町議会議員の任期及び定数の取扱い	☺																										
7. 農業委員会の任期及び定数の取扱い	☺																										
8. 地方税の取扱い	☺																										
9. 一般職員の身分の取扱い	☺			✦	☺																					伊方町、瀬戸町の一般職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとする	第4号
10. 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成	☺																										
11. 地域審議会の取扱い	☺																										
○ その他必要な協議項目																											
12. 特別職の身分の取扱い	☺			✦	☺																					設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い調整する	第4号
13. 条例・規則の取扱い	☺			✦	☺																					2町に共通して制定されている内容に差異のないものは、現行の例により新町において制定するものとし、内容に差異のあるもの1町のみものは、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備する	〃
14. 機構及び組織の取扱い	☺																										
15. 一部事務組合等の取扱い	☺																										
16. 使用料、手数料の取扱い	☺																										
17. 公共的団体等の取扱い	☺			✦	☺																					新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする	第4号
18. 補助金、交付金等の取扱い	☺																										
19. 行政連絡機構の取扱い	☺																										
20. 町字名の取扱い	☺																										
21. 慣行の取扱い	☺			✦	☺																					町章、花、木、憲章等については、合併後、新町において検討委員会を設置し検討する	第4号
22. その他事務事業の取り扱い	☺																										
22-1. 国民健康保険事業	☺																										

第五回合併協議会報告

1、報告された事項

伊方町議会の編成に伴い、合併協議会委員が変更となりました。

○合併協議会委員の変更

変更後	変更前
谷藤公敏	得能鶴利
上野守	上野守
小泉和也	大星政人
田丸喜一	廣瀬秀晴

○合併協議会小委員会委員の変更について

【総務小委員会】

変更後	変更前
谷藤公敏	得能鶴利

【住民小委員会】

変更後	変更前
小泉和也	廣瀬秀晴

【企画小委員会】

変更後	変更前
田丸喜一	大星政人

○新町電算システム整備方針検討結果について
 ・合併時のコンピュータシステムの整備に当たっては、現在二町で導入・運用しているいずれかのシステムを基本として統合するものとする。

・システムの統合に当たっては、伊方町のシステムを基本として統合整備を図るものとする。
 ・伊方庁舎と瀬戸庁舎間の接続については、光ファイバーケーブルの環境整備を検討する。
 その他

○三崎町加入申し出に伴う二町の対応について

◆三崎町加入申し出に伴う経過

月 日	内 容
平成15年2月23日	三崎町の合併の枠組みを決める住民投票実施 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 住民投票の結果(有権者 3,563人:投票 2,967人:投票率 83.27%) ○半島3町(伊方・瀬戸) 1,698票 (57.2%) ○1市2町(八幡浜・保内) 1,244票 (41.9%) </div>
平成15年3月3日	申し入れのため2町へあいさつ
平成15年3月5日	伊方町、瀬戸町の町長及び議会議長宛て文書により合併協議会参加正式申し出
平成15年3月11日	伊方町議会合併特別委員会及び合併懇話会開催・・・申し出報告
平成15年3月12日	伊方町議会全員協議会開催・・・申し出報告
平成15年4月10日	瀬戸町50人委員会開催
平成15年4月27日	三崎町長・町議会議員選挙 伊方町長・町議会議員選挙
平成15年4月30日	新三崎町長、2町へあいさつ
平成15年5月9日	伊方町合併懇話会開催
平成15年5月13日	伊方町議会臨時議会開催(~14日) 三崎町議会臨時議会開催
平成15年5月16日	三崎町長・三崎町議会議長及び副議長、2町へあいさつ

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。
 なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第7回 合併協議会】

日時 ■ 未 定
 場所 ■

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

Tel:(0894)38-2670 Fax:(0894)38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口

伊方町役場企画財政課

瀬戸町役場総務課

Tel:(0894)38-0211(代)

Tel:(0894)52-0111(代)

Fax:(0894)38-1373(代)

Fax:(0894)52-0570(代)